

クリーンウッド法ハンドブック

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

鮫島弘光

2020年8月

目次

1.	はじめに.....	1
2.	クリーンウッド法制定の背景.....	1
3.	クリーンウッド法の趣旨.....	2
4.	クリーンウッド法の対象.....	3
4.1.	木材.....	3
4.2.	木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品.....	3
5.	木材関連事業者.....	4
5.1.	第一種木材関連事業.....	5
5.2.	第二種木材関連事業.....	5
6.	合法伐採木材等の定義.....	5
7.	クリーンウッド法の主務大臣.....	5
8.	国の責務.....	5
8.1.	国際協力の推進.....	6
9.	木材関連事業者の責務.....	6
9.1.	合法木材等の利用を確保するため取り組むべき木材関連事業者とは誰か.....	7
9.2.	木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認.....	7
9.2.1.	第一種木材関連事業.....	7
9.2.2.	第二種木材関連事業.....	8
9.3.	追加的に実施することが必要な措置(第一種木材関連事業のみ).....	9
9.4.	木材等を譲り渡すときに必要な措置.....	9
9.5.	記録の管理、体制の整備.....	10
9.5.1.	記録の保存.....	10
9.5.2.	体制の整備.....	10
10.	国による、木材関連事業者に対する指導、助言、報告、立ち入り検査.....	11
11.	木材関連事業者に対する罰則.....	11
12.	登録木材関連事業者.....	11
12.1.	木材関連事業者の登録.....	11
12.2.	木材関連事業者の登録の取り消し.....	14
13.	登録実施機関.....	15
13.1.	登録実施機関の登録.....	15
13.2.	国による、登録実施機関に対する報告および立ち入り検査.....	16
13.3.	登録実施機関の登録の取り消し.....	16
13.4.	登録実施機関に対する罰則.....	16
14.	クリーンウッド法の見直し.....	17
15.	謝辞.....	17
16.	引用文献.....	17

1. はじめに

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号、通称「クリーンウッド法」、以下「法律」という。)¹」は、平成 28 年(2016 年)5 月 20 日に公布され、平成 29 年(2017 年)5 月 20 日に施行された。またその実施のため、以下が主務省(農林水産省、経済産業省及び国土交通省)によって定められている。

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則(平成 29 年 5 月 1 日省令第 1 号)(以下「施行規則」という。)
- 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 29 年 5 月 23 日省令第 2 号)(以下「判断基準省令」という。)
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針(平成 29 年 5 月 23 日告示第 1 号)(以下「基本方針」という。)

また、林野庁ホームページ中のクリーンウッド・ナビ²において以下の文章も公開されている。

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引(平成 29 年 9 月 15 日版)(以下「手引」という。)
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係る Q&A(平成 29 年 6 月 29 日作成、平成 29 年 11 月 20 日追加)(以下「Q&A」という。)
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン(平成 29 年 5 月 23 日)(以下「家具ガイドライン」という。)
- クリーンウッド法の合法性確認に活用できる都道府県等による森林、木材等の認証制度の一覧(平成 30 年 1 月 29 日時点)(以下「都道府県産材認証一覧」という。)
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく木材関連事業者の登録の実施に関する事務事業の登録の申請要領(平成 29 年 9 月主務省申合せ、最終改定令和元年 7 月)(以下「主務省申合せ」という。)
- 登録実施事務規程例および別記

しかし様々な規定がこれらの文章の中で相互に引用されつつ書かれているため、全体を通じて理解することが難しい。海外ではクリーンウッド法に対する誤った理解に基づく分析もなされている(EU FLEGT Facility 2017)が、この理解の難しさがその誤解の原因となった可能性も考えられる。クリーンウッド法の解説や分析は、林野庁のクリーンウッド・ナビや、九州大学熱帯農学研究センター・国際環境 NGO FoE Japan (2019)、[籾井\(2020\)](#)において既になされているが、条文のどこに何が書かれているか必ずしも整理されておらず、網羅的でもない。このため、上記の様々なクリーンウッド法関連文章をまとめて事項ごとに再整理し、理解の促進を試みた。なお本稿は基本的に原文をそのまま引用しているもので、解釈や分析などは行っていないが、文章の接続や理解の促進のため、一部の文章について言葉を補ったり、表現を変えたりしている。正確を期す場合は引用元の原文を参照されたい。

2. クリーンウッド法制定の背景

2005 年に開催された G8 グレンイーグルズ・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消

¹ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-houritsu.pdf>

² <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、2006年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称「グリーン購入法」)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針(「グリーン購入法基本方針」)が改定されるとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適切に証明できるよう、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)³が作成され、持続可能性が配慮され、及び合法性が証明された木材・木材製品が政府調達の対象とされた(基本方針前文)。

ガイドライン作成から10年が経過し、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者が、合法伐採木材等の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要とされ、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として、必要な事項が定められた(基本方針前文)。

3. クリーンウッド法の趣旨

クリーンウッド法の目的は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定め」、「木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる」ことにより、「自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資すること」である(法律第1条)。「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料としているものと定義されている(法律第2条2)。

クリーンウッド法は、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認その他の措置の実施を促すことにより、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものである(手引1)。

クリーンウッド法の施行により、政府調達のみならず、民間需要においても、全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められる(法律第5条)。特に、木材関連事業者に対しては合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関する判断の基準として、合法性の確認その他の措置が定められ(法律第6条)、次に述べる登録の有無にかかわらず、その対象とする木材等について、これらの措置を講ずるよう努めることが求められている(手引2)。

さらにクリーンウッド法は「登録木材関連事業者」という制度を設けている。登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっている。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めることになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると想定されている(Q&A11-1)。

なお持続可能性については、クリーンウッド法ではあくまでも、我が国又は生産国が提供する、森林の持続可能な利用に関する法令等の情報を踏まえて合法性の確認を行うことにより取り組む(Q&A5-2)としており、持続可能性について、合法性とは別に取り組むべきと定められているわけではない⁴。

³ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>

⁴ なおガイドラインにおいては、合法性は「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること」、持続可能性は「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」とそれぞれ別に定義され、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等が取りまとめられている。

4. クリーンウッド法の対象

クリーンウッド法の対象となる「木材等」とは、木及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品のうち、以下のものが該当する(法律第2条)。

4.1. 木材

(基本方針2、手引3(1))

(1) 丸太

(2) ひき板及び角材:縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの

(3) 単板及び突き板:合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの

(4) 合板、単板積層材及び集成材:合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLTなど

(5) 木質ペレット、チップ及び小片:チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたもの

塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となる(Q&A1-1)。またプレカット材⁵も「木材」に含まれる(Q&A1-2)。

4.2. 木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品

(施行規則第2条、手引3(2))

(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材⁶に主として木材を使用したもの

▶ 原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であるもの(家具ガイドライン3(2))

(2) 木材パルプ

(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

(4) フローリングのうち、基材⁷に少しでも木材を使用したもの(Q&A1-6)

(5) 木質系セメント板

(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの

(7) (1)～(6)の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの。具体的には、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙など

⁵ 軸組工法等による木造建築物の構造材(柱、土台、梁等)、羽柄材(板、垂木、敷居、鴨居等)の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行ったもの

⁶ 机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれない

⁷ フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のもの

一方、以下のものはクリーンウッド法の対象外である。

- 一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの(法律第 2 条)。

(例) 建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材、製材工場が発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材、消費者などが使用した後などに発生するもの一般、ゴム樹液採取後のゴム木材であって、廃材であることが明確なもの(手引 3(3)、Q&A2-1. 2-2)。

なお一度使用されたものと新たに製造されたものが混在する場合は対象となる(Q&A1-4)

- クリーンウッド法の施行前に伐採された樹木を原材料とする木材等(手引 3)。
- 薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレット(Q&A1-1)
- 合板型枠。ただしその材料となる型枠用合板及び栈木は対象となる(Q&A1-3)。
- 印刷を行った紙(Q&A1-5)
- 対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの(車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット(ユニットの構成部品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様)、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示ボード等)(家具ガイドライン 2(3))

5. 木材関連事業者

クリーンウッド法の対象となる「木材関連事業者」とは、以下の事業を行う者と定義されている(法律第 2 条 3)。

- 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者⁸に対する販売を除く。)をする事業
- 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法⁹に規定する認定事業者が行う木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業(施行規則第 3 条)

一方、以下の事業者は木材関連事業者ではない。

- 樹木の所有者及び樹木を伐採する者:ただしこれらの者はガイドラインに基づく取組を進めてきており、木材関連事業者は、その取組も活用し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に必要な情報の収集を行うことが必要となる(基本方針 2-2)。
- 自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者(Q&A3-3)
- 「木材等」を譲り受け、木材等以外のものの製造、加工をする事業のみを行っている者(Q&A3-4)
- 木材等を自ら消費している者(Q&A4-2)

木材関連事業者が行う事業は、以下のように第一種木材関連事業と、第二種木材関連事業に分類されている

⁸ 事業者であるか否かにかかわらず、木材等を消耗する行為を行う者(Q&A3-1)

⁹

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=423AC0000000108_20170401_428AC0000000059

(施行規則第 1 条、手引 4)。

5.1. 第一種木材関連事業

(a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

(例)素材生産業者から丸太を買い取り、製材をする事業

(b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。)

(例)自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業

(c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

(例)市場会社や浜問屋が市場において丸太の販売をする事業

(d) 木材等の輸入をする事業

輸入代行を行う事業者についても、商流を担う場合には該当する(Q&A3-2)

(a)～(c)は国産材が対象となり、(d)は輸入材が対象となる。

5.2. 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のもの

(例)第一種木材関連事業から譲り受けた木材等の加工、輸出又は販売をする事業。木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業。木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業。

6. 合法伐採木材等の定義

前述のように、クリーンウッド法における「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料としているもの(法律第 2 条 2)、と定義されている。

7. クリーンウッド法の主務大臣

クリーンウッド法における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣である。ただし、木材関連事業者に対する指導、助言、報告の徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣となっている(法律第 34 条)。

8. 国の責務

以下の事項が国の責務として規定されている(法律第 2 章第 4 条)。

- 国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供その他

の必要な措置

- 情報の収集及び提供を継続的に行うことにより、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用を確保するための措置の深化及び効率化を図り、合法伐採木材等の量を増やしていく(基本方針 2-2-4(2))。
- それぞれの国の伐採に関する法令などの関連する法令については、クリーンウッド・ナビに例示(Q&A5-1)。
- 木材関連事業者の登録が促進されるよう、当該登録に係る制度の周知
- 登録木材関連事業者による取組のうち、その状況が優良なものの公表その他の必要な措置
- 教育活動、広報活動等を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるよう必要な措置
 - 具体的には、セミナーの実施、パンフレットの配布、インターネット等の媒体を通じた情報の提供等(基本方針 3)

また以下の基本方針が定められている。

- 合法性の確認が木材関連事業者の過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し、合法伐採木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である(基本方針 2-3)。
- 国及び関係団体において第一種木材関連事業を行う者の登録を促す取組を重点的に行う(基本方針 2-2-4(1))。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組む(基本方針 4-1)。
- 民間レベルにおいて、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進する(基本方針 4-1)。

8.1. 国際協力の推進

- 外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする(法律第 32 条)。具体的には、原産国における違法伐採の抑止のため、以下のような国際的な連携の確保及び国際協力が挙げられている(基本方針 4-1)。
 - 国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向上に貢献する。
 - 主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情報交換及び意見交換を行う。

9. 木材関連事業者の責務

(木材関連事業者にとどまらず全ての)事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない(法律第 5 条)。

何をすれば「努めている」と言えるのか(=合法木材等の利用を確保するため取り組むべき措置)の判断の基準

として、特に木材関連事業者に対しては、以下の4項目が定められている(法律第6条)。

- (1) 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認
- (2) (1)の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置

※第二種木材関連事業者は対象外。ただし、独自の取組を妨げるものではない(Q&A7-4)。

- (3) 木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置
- (4) (1)の確認および(2)の措置に係る記録の管理、木材関連事業者の体制の整備状況(施行規則第4条)
ガイドラインにおいては、事業者が政府調達などのために販売する木材の合法性、持続可能性の証明を行いたい場合の証明方法が規定されていたが、それ以外の木材等の取扱に関する規定は存在しなかった。一方クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り扱うすべての木材等について、この4項目を行うことが求められている(ただし(2)については、第二種木材関連事業者は対象外)。

9.1. 合法木材等の利用を確保するため取り組むべき木材関連事業者とは誰か

- 「木材等」の物流と商流に関わる事業者が異なる場合、商流上に介在する木材等を取り扱う事業者(Q&A3-2)。
- ある事業者が別の事業者にも所有する木材等の製造・加工を委託する場合、原則として、当該の木材等の所有権を有し、合法性の確認等の措置を行い得る事業者(Q&A3-7)。
- 建設工事において、下請事業者が自ら木材等を調達し施工する場合、当該の木材等については下請事業者。その工事の元請事業者ではない(Q&A7-3)。

なお、木材関連事業者であっても、木材等以外のものの製造、加工をする事業も行っている場合において木材等を原材料にしている場合における当該木材等や、自ら消費する木材等については、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない(法律第5条)が、合法木材等の利用を確保するため取り組むべき措置(=(1)~(4)の4項目)(法律第6条)を行う必要はない(Q&A4-2)。

9.2. 木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われることとなるため、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から、第一種木材関連事業における合法性の確認が特に重要となる。一方で、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等を再確認することとなる。よって、両者における合法性の確認の方法は異なる(基本方針2-3)。

9.2.1. 第一種木材関連事業

丸太又は輸入した木材等について、以下の1), 2)の書類の内容を確認する(判断基準省令第2条1、2、手引5(2))。

- 1) 丸太又は輸入した木材等について、次に掲げる事項が記載された書類(納品書、通関書類など)
 - 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - 「種類」とは、「木材」については、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」又は「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」、「家具、紙等の物品」については、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード

及びベッドフレーム」、「木材パルプ」、「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパー」、「フローリング」、「木質系セメント板」、「サイディングボード」、及びこれらの物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの(Q&A6-1)。

➤ 「樹種」とは、(生物学上の定義における種名ではなく)通常取引で使用されている樹種名(Q&A6-2)。

■ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域

➤ 国の制度に基づく合法証明が提供された場合は、国を、自治体等の制度に基づく合法証明が提供された場合は、地域を記載(Q&A6-3)。

■ 重量、面積、体積又は数量

➤ 業界統計などで使われている単位を用いることが望ましく、重量、面積又は体積のうちいずれかの事項を記載することができる場合には当該事項を、できない場合には数量を記載(Q&A6-4)。

■ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所(樹木の所有者にあつては記載不要)

2) 1)の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

書類の内容の確認にあたっては、以下の情報を踏まえる(判断基準省令第2条1)。

■ 国が提供する国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報(法律第4条2)

■ 樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報

➤ 「取引の実績」については、購入先との取引が初回であるか否か、初回で無い場合には、過去の取引において、当該事業者の合法性確認に問題が無かったかどうか。初回である場合、又は過去の取引において問題があった場合には、追加的な情報収集などにより、今回の取引に問題がないことを確認する必要がある(Q&A6-5)。

➤ 「その他必要な情報」については、合法性の確認に必ず必要な情報ではなく、必要に応じて収集することを想定。具体的には、合法木材の調達方針を掲げている事業者への販売実績等、購入先による当該事業者以外への販売実績など違法伐採木材であるリスクを一定程度低減できる情報を想定(Q&A6-5)。

9.2.2. 第二種木材関連事業

木材を譲る者から提供を受けた、合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨が記載又は記録された書類(判断基準省令第4条)その他これに類する書類の内容を確認する(判断基準省令第2条3)。なお、取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種や伐採された国又は地域まで把握する必要はない(手引5(3))。

➤ 「合法性の確認の結果を記載した書類」:具体的には、納品書、契約書等が該当する。また、カタログやホームページ等も当該書類に含み、これらの書類を併用して確認することも想定される(Q&A7-1)。

- 「その他これに類する書類」:木材を譲る者から提供を受けた、合法性を確認できた旨が記載、又は記録された書類(判断基準省令第4条)以外のもので、合法性の確認に資する書類(Q&A7-1)。

9.3. 追加的に実施することが必要な措置(第一種木材関連事業のみ)

木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認ができない場合は、次のいずれかの措置を実施することとする(判断基準省令第3条)。

- 1) 我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、9.2.1の1), 2)で掲げた書類以外のものを収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

(例)購入先に対して、流通経路の提示を求めることなどによって、樹木が法令に適合して伐採されたことを確認(手引5(4))。

- 2) 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

1)においては、合法性の確認作業をすることが要求されているだけで、その結果合法性が確認できなかった木材等を取り扱うことが禁止されているわけではない。ただし合法性の確認作業なしにこのような木材等を取り扱うことは認められていないと言える。

なお9.2, 9.3における合法性の確認においては、その信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は、ガイドラインに基づく以下の方法を活用することができる(基本方針2-3)。

- 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
- 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- 個別企業等の独自の取組による証明方法
- 都道府県等による森林、木材等の認証制度
 - ただし対象となるのは以下の制度に限られる(都道府県産材認証一覧):青森県産材認証制度、岩手県産材認証制度、栃木県産出材証明制度、ぐんま優良木材、さいたま県産材認証制度、ちばの木認証制度、かながわ県産木材産地認証制度、越後杉ブランド認証制度、(石川)県産材産地及び合法木材証明制、山梨県産材認証制度、岐阜県証明材推進制度、「三重の木」認証制度、びわ湖材産地証明制度、京都府産木材認証制度、兵庫県産木材証明制度、ひょうご県産木材認証制度、奈良県産材証明制度、紀州材認証システム、鳥取県産材産地証明制度、しまねの木認証制度、(山口)優良県産木材認証制度、徳島県木材認証制度、香川県産木材認証制度

合法性の確認等の措置は、原則、取引のたびに行うことになるが、一定期間の取引について、書類をまとめて提供する場合や、提供を受けた書類や情報に変更がない場合には重複する書類や情報の収集は省略することが可能である。ただし、書類や情報の収集を省略する場合であっても、少なくとも年に一度は書類や情報を入手しなければならない(Q&A4-4)。

9.4. 木材等を譲り渡すときに必要な措置

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供する(判断基準省令第4条)。

- 第一種木材関連事業:木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることを証明する書類、

又はそれ以外のものを収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、当該情報の内容の確認を行った旨、及び合法性の確認ができた場合にはその旨

- 第二種木材関連事業：木材等を譲り受けた際に提供を受けた書類その他これに類する書類の内容の確認を行った旨、及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- 木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨
 - 登録や認証等の名称のほか、登録番号がある場合には当該番号を記載(Q&A9-1)。
 - 「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定」とは、森林認証、CoC 認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは、都道府県等による森林、木材等の認証で伐採の合法性確認等を行うものなど(Q&A9-2)。

なお、上記の書類以外のもの(仕入れ先等の情報など)を提供する必要はない(手引 5(5))。

上記のように、クリーンウッド法においては、木材関連事業者に対し、取り扱う全ての木材等について、合法性を証明する書類または情報の確認を行った旨を供給先の事業者に提供することを求めている。さらにそのうちの合法性の確認ができた木材等についてはその旨についても提供しなければならない。合法性の確認ができなかった木材については、クリーンウッド法に関するセミナーや説明会において、合法性の確認ができなかった旨についても納品書等へ記載する例が提示されている。しかし法令上は要求されていないため、合法性の確認作業を行った旨の情報のみとともに木材等を供給することが禁止されているわけではないことに注意が必要である。事業者が、このような合法性確認ができたかできなかったかという情報が提供されていない木材等を受け取った場合、クリーンウッド法に則った合法性確認作業を行うことはできるが、自ら追加的措置などを行うことなしには、合法性の確認ができたと判断することはできない。

合法性確認の情報を提供する方法としては、納品書、契約書等の書類への必要事項の記載、又はその情報の一部をカタログやホームページ等で提供することが想定されている(Q&A9-3)。様式は問わない(Q&A9-1)が、当該情報を受け取る販売先等の事業者がこの情報を確認できなければならない(Q&A9-5)。

これらの措置は木材関連事業者以外の事業者にも木材等を譲り渡す場合にも行う必要があり(Q&A9-6)、販売先等の事業者からの要望の有無にかかわらず行わなければならない。ただし、消費者に譲り渡す場合には措置を行う必要がない(Q&A9-6)。

9.5. 記録の管理、体制の整備

9.5.1. 記録の保存

木材関連事業者は、以下の書類及び記録を5年間保存する(判断基準省令第5条)。

- 第一種木材関連事業：丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類。及びその書類又はそれ以外の我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報の内容に対し、法令等情報その他必要な情報を踏まえて行った確認に関わる記録。
- 第二種木材関連事業：木材等を譲り受けた際に提供を受けた書類。及びそれに対して行った確認に関する記録。

9.5.2. 体制の整備

木材関連事業者は、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行う(判断基準省令第6条)。

①分別管理

分別管理とは、土場、貯木地、倉庫等での保管や、出荷、加工等において、合法性が確認できた木材等と合法性が確認できない木材等を分別して管理すること(手引 7)である。分別管理は木材関連事業者がクリーンウッド法の対象となる「木材等」の状態で行っている限り行う必要があり、それ以外のものに加工した場合にはその時点で必要なくなる。分別管理の方法は、明確に分別して管理できるのであれば、その方法は問わない。倉庫等において物理的に区画する方法のほか、例えば、ロット番号、バーコードなどを用いて管理することも想定される(Q&A10-1)。

なお合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材が混在した場合には、合法性の確認ができないものとして取り扱う(Q&A4-3)。

②責任者の設置

責任者は部門、事務所、工場又は事業場において、合法性の確認、書類の譲り渡し、記録の管理及び分別管理を適切に実施することの責任を負う(Q&A10-2)。

10. 国による、木材関連事業者に対する指導、助言、報告、立ち入り検査

木材関連事業者に対し、主務大臣は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について必要な指導及び助言をすることができる(法律第 7 条)。

また主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる(法律第 33 条)。ただしこれらの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない(法律第 33 条 4)。なお立入検査の際に職員の携帯する身分証明書の様式は施行規則別記で示されている。

11. 木材関連事業者に対する罰則

- 主務大臣の命令にも関わらず、木材関連事業者が、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関する報告をしなかった、若しくは虚偽の報告をした場合、又は主務大臣がその職員に、事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることを拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、20 万円の罰金が科せられる(法律第 38 条)。
- 登録木材関連事業者以外の者が、登録木材関連事業者又はこれに紛らわしい名称を付けた場合 30 万円以下の罰金が科せられる(法律第 37 条 1)。

12. 登録木材関連事業者

12.1. 木材関連事業者の登録

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは登録実施機関が行う登録を受けることができる(法律第 8 条)。登録を受けようとする木材関連事業者は、

当該登録に係る事業の範囲を登録実施機関に申請をしなければならない(施行規則第5条)。

第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることとされている。一方、第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることが認められている(基本方針2-4、施行規則第6条2)。また第二種木材関連事業者のうち建築・建設事業を行う事業者においては、工事現場単位、プロジェクト単位の登録も可能である。この場合、工事やプロジェクトの終了後に登録の取消しを行う必要がある(Q&A11-5, 11-6)。

一つの事業者の中で、第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録することが可能である。この場合、合法性の確認は、第一種木材関連事業を行っている部門において、第一種木材関連事業者として行い、他の事業者への譲り渡しの措置は、第二種木材関連事業を行う部門において第二種木材関連事業者として行うことになる。このため、部門間で合法性の確認の情報の伝達をしておく必要がある(Q&A11-7)。

なお登録木材関連事業者であっても、合法伐採木材等以外の木材等を取り扱うことは可能である。ただし、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができなかった木材等とは分別管理して、流通させる必要がある(Q&A11-10)。

登録を受けようとする木材関連事業者は以下の事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない(法律第9条)。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項。具体的には以下の通り(施行規則第6条)
 - (1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - (2) 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
 - (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - (4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
 - (5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
 - (6) 当該第一種木材関連事業に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の原材料¹⁰となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域 ※第一種木材関連事業を行う者のみ

また、この申請書には、合法伐採木材等の利用を確保するために講じる措置の内容について以下の事項を記載した書類を添付しなければならない(法律第9条2、施行規則第7条)。この際、合法性の確認等を行った実績を考慮しつつ、今後の合法性の確認等の取組を記載する(Q&A11-12)。

¹⁰ ただし椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したものについては、その部材の原材料、フローリングのうち、基材に木材を使用したものについては、その基材の原料に限る。

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項
 - 「方法に係る事項」とは、確認に関する事項、木材を譲り渡す時に必要な措置、記録の管理に関する事項が含まれる(登録実施事務規程例別記様式1の2(1)①～③¹¹⁾。
- 合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備に係る事項
 - 「その他必要な体制の整備」には、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範の見直し)が含まれる(Q&A11-3、登録実施事務規程例別記様式1の2(2)③¹²⁾。

なお木材関連事業者の登録は委託申請が可能である。ただしその場合でも申請者はあくまで個別事業者である。想定される委託登録の例を以下に示す(Q11-4)。

- 小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請
- 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請
- 連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業を申請

登録実施機関は、登録の申請が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない(法律第11条)。

- (1) 申請者が、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
- (2) クリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。
- (3) 登録を取り消されてから1年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が法人である場合において、その役員で(2)、(3)のいずれかに該当する者がいるとき

登録事務手続きは以下の方法によって行われる(法律第20条)。

- 登録の申請を受けた登録実施機関は、申請者が前項(1)～(4)に該当しないことを、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認(施行規則第15条1)。
- 登録実施機関は申請者と以下の事項を取り決める(施行規則第15条2)。

 - (1) 申請者は、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。
 - (2) 申請者は、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること、及び登録木材関連事業者の名称の使用に関する規定を遵守していることに

¹¹登録実施事務規程例の別記様式1(登録申請書)の2(添付書類)において、これらの事項が記載されており、主務省申合せにおいて、全ての登録実施機関は登録実施事務規定例と同等以上の規定を持つことが要求されていることから、全ての登録木材関連事業者はこれらの事項を記載することが求められる。

¹²登録実施事務規程例の別記様式1(登録申請書)の2(添付書類)において、「合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範や調達方針の見直し)を行った旨を記載するとともに、写しを添付する。」が記載されている。主務省申合せにおいて、全ての登録実施機関はこの登録実施事務規定例と同等以上の規定を持つことが要求されていることから、全ての登録木材関連事業者は、行動規範を設定することが求められる。

ついて、登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

- (3) 登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないときは、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることを請求すること。また登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いたときは、その名称に関する規定を遵守すべきことを請求すること。
- (4) 登録実施事務に関して知り得た秘密を保持すること。

登録実施機関は、登録後にその旨を登録の申請者に通知するとともに、以下の事項を、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない(法律第 10 条2、施行規則第 8 条)。

- 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
- 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- 登録年月日及び登録番号

登録を受けた事業者は、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、「第一種登録木材関連事業者」、「第二種登録木材関連事業者」という名称を受けることができる(法律第 13 条、施行規則第 10 条)。

登録の更新は 5 年ごとに受けなければならない(法律第 12 条)。また登録木材関連事業者は、以下の事項に変更があった場合には登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。そのときには登録実施機関は変更を登録し、公示しなければならない(施行規則第 9 条)。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項

12.2. 木材関連事業者の登録の取り消し

登録実施機関は、登録木材関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録木材関連事業者について登録を取り消すことができる(法律第 14 条)。ただしその一週間前までに、当該登録木材関連事業者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない(施行規則第 16 条)。

- 申請者が、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
 - 合法性の確認を行ったにもかかわらず、結果的に違法な木材等を取り扱ったとしても、これをもって登録を取り消すことはないが、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施しているかについて疑義が生じた場合には、登録の取消しに至る場合がある(Q&A11-11)。
 - 登録申請書に記載した合法性確認の取組が行えなかったとしても直ちに登録を取り消すことはないが、

年度報告において、そのような状況になったことや今後の取組方針を報告することとなる(Q&A11-12)。

➤ 年次報告に記載した今後の取組方針が実際は行えなかった場合でも、直ちに登録を取り消すことはないが、登録木材関連事業者は登録されている期間において、PDCA サイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めることが重要である(Q&A11-13)。

- 当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲外において、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いたとき。
- 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けたとき。

登録実施機関は、登録を取り消した場合、又は登録の抹消の申請があったときは、当該登録木材関連事業者の登録を抹消するとともに、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない(法律第 15 条、施行規則第 11 条)。

13. 登録実施機関

13.1. 登録実施機関の登録

登録実施機関の登録を受けようというものは、以下の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない(施行規則第 12 条)

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 登録実施事務を行おうとする事務所の所在地
- 登録実施事務を開始しようとする年月日
- 登録実施事務の対象

※登録実施事務の範囲を限定して申請することも可能(Q&A11-2)。

主務大臣は、申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない(法律第 18 条)。

- (1) 国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準に適合する者その他の登録実施事務を適正に実施することができると認められる者であること。
- (2) 木材関連事業者に支配されている者ではないこと。具体的には次のいずれかに該当しないこと。
 - 木材関連事業者が登録申請者の親法人
 - 登録申請者や、その役員の 2 分の 1 以上が木材関連事業者の役員又は職員(過去 2 年間を含む。)

ただし次のいずれかに該当する者は登録実施機関の登録を受けることができない(法律第 17 条)。

- (1) クリーンウッド法又はそれに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- (2) 登録実施機関の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員の中に(1)、(2)に該当する者があるもの

また登録実施機関は、登録申請を予定する者その他の木材関連事業者に対し、登録上の問題となる事項の対処方法についてコンサルティングサービスを行うことができない(登録実施事務規定例第 18 条¹³⁾。

¹³登録実施事務規定例第 18 条にこの旨の記載があり、主務省申合せにおいて、全ての登録実施機関は登録実

登録実施機関の登録は5年ごとに更新を受けなければならない(法律第19条)。

登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の登録実施事務に関する規程を定め、登録実施事務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない(法律第22条)。

登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない(法律第23条)。

13.2. 国による、登録実施機関に対する報告および立ち入り検査

登録実施機関に対し、主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる(法律第33条2)。ただし立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない(法律第33条4)。なお立入検査の際に職員の携帯する身分証明書の様式は施行規則別記で示されている。

13.3. 登録実施機関の登録の取り消し

主務大臣は登録実施機関が次のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる(法律第27条)。

- 登録実施機関の登録の要件が満たされなくなったとき。
- 登録実施事務を行う事務所の所在地の変更、登録実施事務に関する規程、登録実施事務の全部又は一部の休止又は廃止の届け出違反をしたとき。
- 毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書の作成と5年間の保管の違反をしたとき。
- 木材関連事業者から登録実施機関に対する財務諸表等の閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求を拒んだとき。
- 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

13.4. 登録実施機関に対する罰則

- 登録実施機関が、登録実施事務の停止の命令に違反した場合、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる(法律第36条)。
- 以下の場合には、登録実施機関に対して30万円以下の罰金が科せられる(法律第37条)
 - 登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときに、主務大臣に対する届け出をしなかった、又は虚偽の届け出をした場合。
 - 帳簿を備え、登録実施事務に関し定められた事項(判断基準省令)を記載、保存することを行わなかった場合。
 - 主務大臣の命令にも関わらず、その業務に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合。又は主務大臣がその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることを拒み、妨げ、若しくは忌避した場合。
- 登録実施機関が、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の

施規定例と同等以上の規定案を持つことが要求されていることから、全ての登録実施機関はコンサルティングサービスを行うことができない。

記載をし、又は正当な理由がないのに木材関連事業者その他の利害関係人からの閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求を拒んだ場合、20万円以下の過料が科せられる(法律第40条)。

14. クリーンウッド法の見直し

政府は、クリーンウッド法の施行後5年(=2022年まで)を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法律附則3)。基本方針についても、その結果に基づき、必要な場合に見直しを行う(基本方針4-2)。また基本方針を改訂しようとするとき、主務大臣は環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない(法律第3条3)。

特に法の対象とする木材等の範囲について、クリーンウッド法の施行の状況等を踏まえて見直す(手引3)こととなっている。

15. 謝辞

地球環境戦略研究機関の藤崎泰治氏、山ノ下麻木乃氏には本稿に目を通して頂き、貴重なコメントを頂きました。心より感謝申し上げます。なお本稿の内容に関する一切の責任は筆者にあります。

16. 引用文献

EU FLEGT Facility. (2017) A Comparison of the Japanese Clean Wood Act and the EU Timber Regulation.

<<http://www.euflegt.efi.int/es/publications/a-comparison-of-the-japanese-clean-wood-act-and-the-eu-timber-regulation>>

九州大学熱帯農学研究センタ、国際環境NGO FoE Japan (2019) 木材デューデリジェンス・ガイダンス本編.

<https://www.fairwood.jp/data/DDguidance_main.pdf>

籾井まり (2020) 世界の森林資源と日本のクリーンウッド法—日本の木材業界はデューデリジェンスという概念を導入できるか?—. 林業経済 73:17-24.

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

自然資源・生態系サービス領域

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11

Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709

www.iges.or.jp

この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

©2020 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.